

令和06年度 第3回 東京湾岸警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年01月28日 午後01時00分～午後02時00分

開催場所	警視庁本部	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	-------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

令和6年における各種犯罪の発生と検挙(前年比)
警視庁、第一方面(港・千代田・中央区の14署)、当署
は統計データ、は手集計

- | | | | |
|--------------------|--------------|------------|----------|
| 1 凶悪犯罪(殺人・強盗・放火事件) | | | |
| (1) 認知件数 | 420件(+47) | 41件(+18) | 4件(+3) |
| (2) 検挙件数 | 398件(+42) | 30件(±0) | 2件(+1) |
| 2 性犯罪(不同意性交等・わいせつ) | | | |
| (1) 認知件数 | 1,322件(+158) | 212件(+62) | 7件(-1) |
| (2) 検挙件数 | 1,196件(+223) | 127件(+17) | 6件(-4) |
| 3 侵入窃盗 | | | |
| (1) 認知件数 | 2,241件(+94) | 208件(+102) | 3件(+1) |
| (2) 検挙件数 | 1,827件(-28) | 176件(+69) | 4件(+2) |
| 4 特殊詐欺 | | | |
| (1) 認知件数 | 3,495件(+577) | 177件(+55) | 23件(+15) |
| (2) 検挙件数 | 2,163件(-376) | 81件(-17) | 5件(-5) |

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
(前回会議の意見要望を受けて)
- (1) 特殊詐欺対策
 - ア 「闇名簿」の実態
 - (ア) 「名簿屋」と呼ばれる業者が卒業アルバム、町会名簿等の個人情報を買ってデータベース化し、企業等に販売
 - (イ) 犯人らは、当該データを基に高齢者を選択して、架電、直接訪問、アンケートや各種点検の偽装等により、預貯金額、家族構成、在宅時間、間取り、防犯設備等の情報を調査
 - (ウ) 当該情報を既存の名簿データに追加した「闇名簿」を活用し犯行に及ぶ。
 - イ 被害防止対策の周知徹底
 - (ア) 「個人情報を伝えない」
 - (イ) 「犯人からの電話には出ない」
 - (ウ) 「突然の訪問者には安易に対応しない」
 - ウ 様々な手口(犯人の実際の音声)
 - (ア) 警視庁公式アプリ「デジポリス」で聴取可能
 - (イ) 自治会、企業、ボランティア団体、大学等の講話で紹介
 - エ 連続強盗事件等を受けた緊急対策
 - (ア) 闇バイト対策
 - ・ 闇バイトに応募した者、応募しようとしている者に対する呼び掛け
 - ・ 犯人グループから脅迫を受けている者の保護
 - (イ) 警戒活動の強化
 - ・ 住宅街におけるパトカー等による警戒強化
 - ・ 制服警察官による職務質問の強化
 - ・ 建物等の防犯性を向上する設備の推奨

- (2) 管内の交通対策
 - ア 令和6年の電動キックボードの取扱状況
 - (ア) 当署管内の取締り件数(1,063件)
 - 第一方面区内14署中第1位、島しょ部を除く全97署中第3位
 - (イ) 当署管内の事故発生0件
 - イ 駐車禁止区間の新設
 - (ア) 昨年12月15日に規制カバーを外し、即日規制を開始
 - (イ) 周知期間として約1か月間は警告措置とした後、現在は取締りを実施中
 - ウ 悪質駐車及び施設入場待ち車両対策
 - (ア) 警察官のほかに駐車監視員を重点的に導入
 - (イ) 管理者と協議して道路脇に横断幕を設置
 - (ウ) キャンペーンを実施して駐車違反に関する広報啓発を強力に推進中
 - (エ) 違反取締りが困難な入場待ち車両について、施設に対し、駐車場増設、警備員による他の駐車場への誘導、公共交通機関の利用案内を申入れ
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 特殊詐欺対策について
 - ア 会社等での防犯講話を依頼する際の窓口を教えてほしい。
 - イ 新たな学びを得て、家庭や職場に持ち帰り展開したいと強く感じた。
 - ウ 「税金は主体的に行動しない限り還付されない」とストレートに広報するのが効果的ではないか。
 - (2) 交通対策について
 - ア キックボードの事故件数が、取締り件数と比較してゼロと極端に少ないことは驚異的ですばらしい。署独自に特別な対策を実施していれば紹介してほしい。
 - イ 東京湾岸署による横幕の設置や施設への働き掛け等、駐車対策の迅速さは他署に類を見ないもので感謝している。

[その他の意見要望等]

- 1 通信指令本部について
 - (1) 普段見られない場所を視察したことは貴重な体験で感謝したい。
 - (2) 110番の誤報やいたずらの多さに驚いた。9110等の相談ダイヤルを周囲に広めて、その減少に貢献したい。
 - (3) 以前110番通報した際に、すぐに場所を特定して警察官が駆けつけてくれたので、とても安心できた。
 - (4) デジタル化などの技術向上でレスポンスタイムが短くなり、頼もしく感じる。
- 2 4年間委員を務めて
 - (1) 委員としての活動が、いかに貴重な機会であるかを広く知らしめていきたい。
 - (2) 退任後も、協議会の活性化のために協力していきたい。

その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 会議前に通信指令本部を視察した。 2 会議後に皇居を見学した。
-----	--

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 東京湾岸警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年10月08日 午後03時30分～午後04時50分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

前回会議での意見要望等への回答

- 1 災害対策について
 - (1) 管内の危険箇所
 - ア トンネルやアンダーパス（7か所）には非常用電源装置が完備され、停電時にもポンプや場内の換気、照明等に問題はない。
 - イ 8月中の豪雨で、「東京港トンネル」が二度にわたって通行止めとなったが、災害発生時の素早い対応のため、今後も事業者との連携を図る。
 - (2) 各種災害時協定の締結
 - ア 当署は31事業者（うち管内の生コンクリート業者5社）と災害時協定を締結している。
 - イ 締結後の年数経過や担当者の異動等で関係の希薄化が懸念されるため、事業者を訪問し、必要に応じて協定の再締結も促していく。
 - ウ 現在締結している生コン業者との協定は、建設資機材及び労力の提供に関するものだが、同業者が所有する「砂利」は、地震や液状化による道路陥没等の臨時補修に有用であるため、今後、砂利の提供を含めた災害時協定を締結していく。
 - (3) 重機の活用

購入費、維持費、保管場所の問題もあるため、関係各部署と検討する。
- 2 交通安全対策について
 - (1) 若洲・新木場地区の駐車禁止エリア拡充の周知
 - ア 駐車規制新設の予定
 - (ア) 9月11日、東京都公安委員会決定
 - (イ) 標識設置工事（標識にカバーを掛けた状態）
 - (ウ) カバーを外し規制開始（時期未定）
 - イ 規制の周知方法
 - (ア) 事業者に対する説明会
 - ・ 新木場地区周辺事業者に対する説明会（6月27日）
 - ・ 若洲地区周辺事業者代表者に対する説明会（10月8日）
 - (イ) 各種広報
 - ・ コミュニティ紙等の地域密着型メディアの積極的活用
 - ・ 交通安全協会等の協力団体を通じた周辺企業等への周知
 - ・ 交通キャンペーン等を通じた広報
 - ・ 警察署ホームページや「メールけいしちょう」の活用
 - (ウ) 規制開始直後の措置

約1か月間は周知期間として取締りは実施せず、違反者、違反車両に対する指導警告、広報啓発を推進
 - (2) 電動キックボード対策
 - ア 管内での電動キックボードの取締りと事故（令和6年1月～8月末）
 - (ア) 取締り798件（第一方面区内第1位）
 - (イ) 事故0件
 - イ 当署の主な取組
 - (ア) 利用者の多い台場付近での取締り強化
 - (イ) 大学における安全教育・キャンペーン

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 警視庁の抱える課題「闇バイト問題」
 - ア 危機的現状

生活に困窮した若者が安易に個人情報を譲渡して抜け出せなくなり最悪の結末を迎えている。
 - イ 「口伝え」の重要性

事前に手口が分かっていたら闇バイトに手を出すことを防げるので、周囲の人や家族から、闇バイトの手口について「口伝え」していただきたい。

- ウ 闇からの脱出
だまされて闇バイトに加担してしまい困っている人がいれば、警察に連絡していただきたい。
- (2) 犯罪発生・検挙状況（令和6年は9月末現在）
 - ア 令和5年・6年の犯罪概況
 - イ 地域別の犯罪発生状況
 - ウ 特殊詐欺の現況
 - エ 検挙事例
 - (ア) 辰巳地区発生の特殊詐欺事件
 - (イ) ガス点検業者を装った住居侵入事件
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 闇バイト問題について
 - ア 詐欺等に使用するため名簿が売買されていると聞くと、警察はどの程度把握しているのか。
 - イ 「口伝え」の大切さを感じて、実践したいと強く思った。
- (2) 事件・事故の発生、防犯について
 - ア エリアごとの発生状況を比較検討するため、
 - (ア) 電動キックボードの検挙件数・事故件数
 - (イ) 犯罪発生件数について、都内、方面区内、東京湾岸署の各件数を教えてほしい。
 - イ 管内が広いにもかかわらず犯罪発生率が低いのは街頭活動の賜物ではないか。
 - ウ 防犯会議で特殊詐欺犯人の犯行音声を聞かせてもらったが、他のどの話よりも反響が大きかったので、肉声の活用は防犯につながると思う。

[その他の意見要望等]

- 1 駐車車両の問題について
 - (1) 若洲・新木場地区の駐車禁止エリア拡充
既に標識のカバーが外されている箇所もあるが、取締り開始の具体的な時期を教えてください。
 - (2) 片側三車線道路（港区港南五丁目）の違法駐車
 - ア 駐車車両が多いため第二車線にバスが停留し、出入国管理局を利用する外国人の乗降車両も多く、事故が発生しそうな状況である。
 - イ トレーラーの駐車が多く、入国管理局への入場待ち車両が列をなしているので対策を講じてほしい。
- 2 警察学校卒業式について
卒業式から湾岸署でのお出迎えまでを体験したが、半年間の訓練を終えた姿はとても頼もしく、日本の伝統と美点を実感することができた。

その他	会議前に、警視庁警察学校卒業式を視察した。
-----	-----------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年06月13日 午後03時40分～午後05時00分

開催場所	東京湾岸警察署 会議室	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	-------------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 前回会議における意見要望等への回答
- 1 新木場から若洲海浜公園までの路上待機車両対策
 - (1) 事業者への働き掛け
 - ア 東京都トラック協会に対する依頼文の送付
 - イ 管内事業者への安全講話
労働基準監督署主催の全国安全週間説明会における講話
 - (2) 本部駐車対策課との連携
 - ア 管内事業者に対する指導
 - イ 非放置駐車車両の取締り
 - 2 テレポートブリッジを走行する自転車対策
 - (1) 「自転車走行禁止」等の看板を設置
 - (2) 保守管理会社との連絡・連携

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
大規模災害時の管内被害想定と署の取組
 - (1) 管内の危険箇所
 - ア 液状化現象
新木場地区、辰巳地区
 - イ 洪水・冠水
環七大井埠頭アンダーパス、第一航路海底トンネル、湾岸アンダー、東京湾海のトンネル、東京港トンネル、青海トンネル、臨海トンネル
 - (2) 震災時の避難
 - ア 在宅避難
 - イ 一時集合場所（区立公園・児童遊園等）
 - ウ 避難所（区立小・中学校等）
 - (3) 東京湾岸署の取組
 - ア 警察署代替施設に関する協定
パラスポーツサポートセンター、西濃運輸東京支社、日本科学未来館と締結
 - イ 建設会社等との協定
(ア) 重機・建機の提供
(イ) 協定締結企業との合同訓練
 - ウ 災害時の緊急放送協定
FMラジオにより災害情報を管内住民に放送
 - エ 飲料水提供に関する協定
(ア) サントリーホールディングスと締結
(イ) 警備艇を運航した非常参集訓練、飲料水運搬訓練
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 危険箇所の対策について
冠水時にアンダーパス（7か所）は水中ポンプで排水するところ、停電した場合はどのように対応するのか。
 - (2) 協定の締結について
コンクリート製造業者は、散水用の水、砂、砂利、重機等を提供できるので、協定の締結を検討してほしい。
 - (3) 重機の活用について
 - ア 災害時の迅速な対応のため、小型重機を各警察署に配置してはどうか。
 - イ 重機等を災害時に使用する際、ナンバーのない重機については利用制限（公道走行の使用条件等）があるのか。
 - (4) 災害警備総合訓練を視察して
 - ア 素晴らしい経験となっただけでなく、実直に訓練に参加する警察官の姿を見て

- 「守られている」ことを実感した。
- イ 装備品が充実していることを目の当たりにして、頼もしく感じた。
 - ウ 以前は災害対応は消防が主であるように感じたが、警察の守備範囲が広がって頼もしい。
 - エ 訓練レベルが高度なので参加は難しいが、食料品の備蓄や水・炊き出しの提供等、別の方法で貢献したい。
 - オ 間近で訓練を見ると迫力があるので、この訓練を見れば将来警察官になりたいと思う若者も増えるのではないか。

[その他の意見要望等]

- 1 交通安全対策について
 - (1) 駐車禁止エリアの拡充
若洲地区の駐車禁止エリア拡充の開始が、本年4月から9月に変更されたと聞いたが、実際の予定と規制概要の周知方法を教えてほしい。
 - (2) 電動キックボード対策
依然として電動キックボードのマナーが悪いので取締り状況等を教えてほしい。
- 2 警察に対する謝意
コロナ禍の終息以降、管内でのイベントやインバウンド等が増えたが、警察活動のお陰で特に不安等はない。

その他

会議前に、江戸川河川敷で実施された災害警備総合訓練を視察した。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年03月15日 午後03時40分～午後05時00分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 5名
署長ほか 2名

内 容

[業務説明]

前回会議での意見要望等への回答

- 1 前回会議での意見
 - 「公道カートに対する規制や警察の対応について伺いたい。」
 - ・ お台場周辺の公道をカートが集団で走行している。
 - ・ 先頭を走行するレンタル業者の従業員が利用者に声を掛けたり、指を差しながら観光案内したりして危険である。
- 2 署長の回答
 - (1) 公道カートの安全対策に対する警察の対応
 - ア 令和5年以降、携帯電話使用等の交通違反や、事業所周辺における駐車苦情等の110番通報が増加するなど世間の関心が高まった。
 - イ 本年2月、警視庁交通部から公道カートレンタル業者に対して、交通事故防止対策を要請した。
 - (2) 交通事故防止対策の推進
 - ア 公道レンタルカートの利用者の大部分が訪日外国人で、日本の道路環境に不慣れである。
 - イ 事業者や利用者に対して交通事故防止対策に関する協議を依頼をするなど管理者対策を進めるとともに交通違反取締りを行い、両輪の対策を進めている。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - 交通安全対策の推進について
 - (1) 令和5年中の交通事故発生状況
 - ア 人身事故数299件、死者数3名（貨物自動車の事故が多い）
 - イ 物流重要路線（国道357号線）における交通事故の多発
 - (2) 重大交通事故防止対策への取組
 - ア 交差点における街頭配置による取締り
 - イ 事業所に対する安全教育
 - ウ トラック協会との合同キャンペーン
 - (3) 重点取締地区の公表等
 - ア 江東区新木場1丁目付近（千石橋北交差点）
 - イ 江東区東雲2丁目（東雲交差点）
 - ウ 港区台場2丁目（レインボー入口交差点）
 - (4) 春の交通安全運動
 - ア 令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間実施
 - イ 重点項目
 - ・ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ・ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - ・ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - ・ 二輪車の交通事故防止
 - (5) フォーミュラE世界選手権
 - ア 令和6年3月30日（土）東京湾岸署管内で開催
 - イ 環境先進都市「ゼロエミッション東京」の実現
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 警察の対策に対する謝意
 - ア 湾岸エリアは貨物自動車の運行が非常に多く、それに伴う事故が多い現状を知り、日々の警察による取締りに感謝している。
 - イ コロナ禍が明け、日々人と車両の交通量が増えている中、昨年と比べ事故件数が減少しているのは、警察署、特に交通課の努力の賜物と感謝している。
 - ウ 貨物自動車と住民の動線が分けられている現状に、警察の対策を感じる。
 - エ 港南5丁目の信号機設置、交差点内の駐車禁止標識設置により、安心して通行

- できるようになった。
- (2) 路上待機車両対策
新木場(警視庁術科センター)から若洲海浜公園(ゲートブリッジ入口)まで、
ほぼ一車線が潰れ、駐車禁止の規制があるのに「野放し」の現状である。
「2024年問題」として輸送業に対する規制が始まるのは、対策を講じる良い
機会ではないか。
- (3) 自転車の走行禁止
テレポートブリッジの自転車走行は禁止されているところ、自転車が走行してい
るのを見掛ける。

[その他の意見要望等]

- 警察犬訓練を視察して
- 1 動物とはいえ、私たちの命や安全を守るため、刑事事件等の解決のため、警察犬が
日々トレーニングを行う姿に、そして、人と動物との絆に感銘を受けた。
 - 2 警察官が警察犬を直接訓練しているところに、警視庁の「底力」を感じた。
 - 3 警察犬を早い段階で要請し、早期臨場を目指せば、警察犬の活躍の場も広がる。

その他	<ol style="list-style-type: none">1 会議前に警察犬訓練を視察2 次回(令和6年度第1回)は、令和6年6月に開催予定
-----	--

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することが出来ます。

開催日時 令和05年11月28日 午後04時00分～午後05時00分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

- 前回会議での意見要望等への回答
- 1 身内にオレオレ詐欺の電話があったので警察に相談した。検挙への見通し等、捜査の進展状況を教えてほしい。
 - (1) 主な特殊詐欺の捜査活動
 - ア 直ちに口座凍結等の措置をとって被害回復に努める。
 - イ スピード感を持って防犯カメラ解析等の捜査活動を展開する。
 - ウ 捜査状況は、相談者(被害者)に節目節目で連絡する。
 - (2) 犯人の電話から検挙へ
 - ア 特殊詐欺は組織的に敢行され、判明した電話番号が直ちに犯人に結びつくわけではないが、その他の情報も集約して総合的に捜査を進める。
 - イ 犯人が警察の介入を知り得ない段階で、更に電話をかけてくることが予想される場合、通報者に協力を依頼し「だまされたふり」をしてもらうことで、犯人をおびき出して逮捕する場合もある。
 - ウ 犯人から電話があった際の通報は貴重な捜査資料になるほか、被害拡大防止にも有効に活用できる。
 - 2 有明地区で、多くの観光バスやタクシーが横断歩道上に駐車しているのを、運転手だけでなく、事業者等にも指導してほしい。
 - (1) 交通の安全と円滑

観光バスやタクシー等の駐車車両は、著しい交通渋滞や路上待機車両が関与する交通事故の発生等、交通の安全と円滑の阻害要因となっている。
 - (2) 管理者対策

違法駐車問題の解決を図るため、東京都バス協会と管内タクシー事業者に対して放置駐車等抑止のための管理者対策を実施した。
 - (3) 継続的な指導取締りと関係団体等との連携

今後も横断歩道付近の駐車車両に対する指導取締りを行い、関係団体や事業者と連携して交通安全対策を推進する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - 各種訓練の実施について
 - (1) 警備課による訓練
 - ア 署員に対する救出救助訓練
 - ロープ結索、傷病人運搬等
 - イ 官民連携の合同訓練
 - (ア) 民間企業との救出救助訓練、重機習熟訓練
 - (イ) 「飲料水提供協定」に基づく企業参集訓練
 - (ウ) 電車車両内での対テロ訓練
 - (エ) 不審者対応訓練
 - 「刺股」訓練、線路内での対応訓練、ヘリポートでの対応訓練
 - ウ 官官連携の訓練
 - (ア) 東京税関との不審物件対応訓練
 - (イ) 江東区、港区役所との防災訓練
 - (ウ) 臨港消防署との救出救助訓練
 - エ 震災警備総合訓練(9月1日全庁で実施)
 - (ア) 本署での主な訓練
 - 現場警備本部設置訓練、被留置者避難誘導訓練、多数死体取扱い訓練
 - (イ) 交通関係訓練
 - 信号機滅灯対応訓練、環七への流入規制訓練
 - (2) 水上安全課による訓練
 - ア 浸水家屋からの救出救助訓練

- 上記「警視庁災害警備総合訓練」において実施
- イ 他の警察署や関係機関との合同訓練
 - (ア) 溺者救助訓練
麴町警察署ほか関係各署、消防等
 - (イ) 負傷者搬送合同訓練
大森警察署、大森消防署、災害協定を締結している遊漁船
 - 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 合同訓練を目の当たりにして、都民の安全安心は、こうした訓練によって成り立っているのだと感心した。
 - (2) 引き続き、関係機関等と合同で、実践的な訓練を行ってほしい。

[その他の意見要望等]

「マリオカート（ゴーカート）」について
お台場周辺を集団で走行し、スタッフと思われる先頭者が速度を落として後続車両に周辺を指差しながら声を掛け、観光案内をしている様子で危険だと感じた。職場のドライバーからも運転中危険を感じたと聞いている。
ゴーカートに対する規制や警察の講じている対策について教えてほしい。

その他

次回（令和5年度第4回）は、令和6年3月に開催予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度 第2回 東京湾岸警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年10月13日 午後02時30分～午後03時45分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、交通課長代理、生活安全課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回の会議における要望に対する回答
「品川埠頭地区でトレーラー等の車両が横断歩道や交差点内に駐車し、他の交通に危険を及ぼすおそれがあるため、安全対策を講じてほしい。」
【回答】横断歩道付近の駐車車両によって、走行する車両からの横断歩行者の視認性が低下するため、
 - ・ 道路管理者と協議し、令和5年中に、注意喚起を促す看板や工作物を設置するなどの安全対策を進めていく。
 - ・ 横断歩道付近における駐車車両に対する交通指導取締りを継続する。
- 2 特殊詐欺の現状について
 - (1) 特殊詐欺の現状
 - ア 警視庁管内の推移（過去5年）
 - (ア) 特殊詐欺認知件数
 - (イ) 被害金額
 - イ 手口別の内訳（警視庁管内、令和5年8月末現在）
 - ウ 第一方面区内の認知状況等（令和5年8月末現在）
 - エ 当署における状況（令和5年10月13日現在）
 - (ア) 特殊詐欺被害の状況（認知件数、手口別の内訳等）
 - (イ) 犯行予兆電話の状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 特殊詐欺被害防止対策について
 - ア ATM警戒（イオン東雲店）
 - イ 広報車両による注意喚起
 - ウ 交番勤務員による注意喚起
 - エ 集合住宅へのポスティング
 - オ 年金支給日被害防止キャンペーン
 - カ サポート詐欺対策（コンビニエンスストア）
 - (2) 闇バイト対策について
 - ア 管内各大学での注意喚起キャンペーン
 - イ デジタルサイネージの活用
商業施設やイベント会場で、闇バイトの危険性を呼び掛け
 - (3) 全国地域安全運動（10月11日～20日）について
 - ア 特殊詐欺被害防止の各種活動
 - イ 闇バイトへの加担防止を強力に推進
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 署員が、高齢者の多い東雲・辰巳地区のATMで長時間防犯活動に従事していることや、コンビニの店員に協力依頼した結果、店員が金券類を買おうとしている客に声を掛け、詐欺被害を未然防止したことをインターネットニュースで知り、心強く感じた。
 - (2) 両親宅にオレオレ詐欺の電話があり、警察に相談したが、その後どのように捜査し、進展があったのか、検挙につながっているのかなどを教えてください。

[その他の意見要望等]

- 1 有明地区は、横断歩道をまたいで駐車しているバスやタクシーが多いので、個々の運転手だけでなく、事業者に対して会社単位での指導をしてほしい。
- 2 電動キックボード利用者が増え、乗り方が危ないと感じる。警視庁管内や東京湾岸

署管内での使用状況と電動キックボードが関与する事故の発生状況を教えてほしい。

その他	次回の（令和5年度第3回）は、令和5年12月に開催予定
-----	-----------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年06月19日 午後03時00分～午後04時00分

開催場所	東京湾岸警察署 会議室	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 3名
------	-------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 生活安全課における防犯活動への取組について
 - (1) 自治体や住民、事業者に対する犯罪情報等の提供
 - (2) 防犯ボランティア活動の実施に係る助言や指導
 - (3) 民間企業等との防犯活動組織の立ち上げに向けた取組
- 2 交通課における交通問題解消と広報啓発活動への取組について
 - (1) 交通対策会議の開催
関係機関・団体の代表者等による会議を開催し、貨物車の路上待機がもたらす交通渋滞や交通事故等の問題を解消するため、専用待機場所設置等を働き掛けた。
 - (2) あらゆる機会を捉えた広報啓発活動
今春の活動結果
 - ア 春の全国交通安全運動における自転車マナー向上のキャンペーン
 - イ 企業に対する交通安全講話
 - ウ 小学校等における交通安全教室

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
改正道路交通法の概要と今後の取組について
 - (1) 原動機付自転車の類型
 - ア 一般原動機付自転車
現行の原動機付自転車のほか、新基準に該当しない電動キックボード
 - ・ 運転免許証が必要
 - ・ ヘルメットの着用義務
 - ・ 法定速度は時速30キロメートル
 - イ 特定小型原動機付自転車
新基準を満たす電動キックボード
 - ・ 運転免許証不要
 - ・ ヘルメット着用は努力義務
 - ・ 最高速度は時速20キロメートル以下
 - ・ 最高速度表示灯(緑色)が点灯
 - ウ 特例特定小型原動機付自転車
特定小型原動機付自転車のうち、下記の条件を満たすもの
 - ・ 最高速度が時速6キロメートル以下
 - ・ 最高速度表示灯(緑色)が点滅
 「自転車歩道通行可」の交通規制が実施されている歩道を通行できる。
 - (2) 特定小型原動機付自転車について
 - ア 運転者の年齢制限等の注意点
 - 16歳未満の者の運転禁止
 - 16歳未満の者に対する提供禁止
 - イ 車体の大きさ・構造の基準
車体の大きさは、長さ190cm以下、幅60cm以下であること。
原動機として、定格出力が0.60kw以下の電動機を用いること。
走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
オートマチック・トランスミッション(AT)機構がとられていること。
 - ウ その他の要件
道路運送車両法上の保安基準に適合していること。
自動車損害賠償責任保険の契約をしていること。
標識(ナンバープレート)を取り付けていること。
 - エ 歩道の通行

- 一定の基準を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車として、歩道を通行することができる。
- (3) 通行方法について
 - ア 特定小型原動機付自転車
 - イ 特例特定小型原動機付自転車
 それぞれについて、道路における通行する区分を図面を用いて事例別に説明
 - (4) 飲酒運転の禁止
 - ア 酒を飲んだ時は絶対に運転してはならない。
 - イ 酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し特定小型原動機付自転車を提供してはならない。
 - ウ 飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し酒類を提供し、又は飲酒を勧めてはならない。
 - (5) 今後の取組
 - ア ルールの周知
 - 交通安全キャンペーン、交通安全教室等における広報啓発活動の推進
 - デジタルサイネージ、公共交通機関のアナウンス等、各種広報媒体を通じた効果的な広報啓発活動
 - イ 取締りの推進
 - 悪質違反者に対する取締り強化
 - 交通課と地域課が連携した取締りの推進
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 法改正の周知については、改正点を整理し、分かりやすくまとめたチラシを活用して、キャンペーン等の広報活動を実施してほしい。

[その他の意見要望等]

品川ふ頭地区において、トレーラー等の荷待ち車両が横断歩道や交差点内にはみ出て駐車していることがあり、他の交通に危険を及ぼすおそれがあるので、対策をお願いしたい。

その他	次回（令和5年度第2回）は、令和5年9月から10月の間に開催予定。
-----	-----------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年03月03日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室 出席者 協議会委員 8名
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長、水上安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 保護活動の現状について
 - (1) 保護の種類について
生活安全課において取り扱う保護の主な種類について下記のとおり説明した。
 - ア 認知症の疑いのある高齢者の徘徊
 - イ 自殺企図者
 - ウ 精神疾患等により自傷、他害のおそれのある者
 - (2) 要保護者の措置について
要保護者の措置について下記の態様別に説明した。
 - ア 認知症の高齢者を保護した場合
 - イ 自殺企図者を保護した場合
 - ウ 自傷他害のおそれがある精神疾患者を保護した場合
 - エ 児童虐待の被害児童を保護した場合
 - オ ホームレスを保護した場合
 - (3) 保護活動の今後の課題について
保護活動を取り巻く現状と今後の課題について下記のとおり説明した。
 - ア 増加する認知症の高齢者への対応
 - イ 夜間や休日における自治体との連携
 - ウ 精神疾患者の医療機関への引継ぎ
 - エ 潜在化する、児童及び高齢者に対する虐待への対応
- 2 令和4年中における警備艇の活動状況について
 - (1) 警備艇活動状況について
警備艇の活動状況について下記の態様別に説明した。
 - ア 水難救助
 - イ 遺体収容活動
 - ウ 立入禁止場所侵入に対する取締り
 - エ 水域に面した通学路の警戒活動
 - (2) 警備艇を活用した訓練について
昨年実施した各種訓練の内容等について説明した。
 - (3) 水上安全課員の新たな活動服について
本年から試行している新たな活動服のデザイン及び今後の配備計画について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
東京湾岸警察署管内の交通事故情勢等について
 - (1) 令和4年中の交通事故発生状況について
交通人身事故の発生件数及び死者数について過去の統計と対比させて発生状況の推移を説明した。
交通事故の発生状況を下記のとおり類型別に示した。
 - ・ 人と車両
 - ・ 車両と車両
 - ・ 車両単独
 交通事故の当事者がどのような状態であったかを示す状態別関与率について、下記のとおり当事者別に説明した。
 - ・ 高齢者
 - ・ 二輪車
 - ・ 自転車
 - ・ 貨物車
 - ・ タクシー

- ・ 子供
交通事故の発生場所について、分布図を示して多発地区等を説明した。
- (2) 重点取締地区の公表等について
 - ア 交通違反重点取締場所について
現在、公開している交通違反重点取締場所について、下記の指定場所を示して説明した。
 - (ア) 江東区新木場1丁目付近
 - (イ) 江東区東雲2丁目付近
 - (ウ) 港区台場2丁目付近
 - イ 取締り活動ガイドラインについて
最重点路線及び地域として指定している箇所について下記のとおり説明した。
 - (ア) 晴海通り
 - (イ) 新木場木材通り
 - (ウ) 台場1・2丁目(国道357号線の北側)
- (3) 令和5年度の道路交通環境について
令和5年度に開通を予定している有明西学園北側区道の交通規制状況について説明した。
新たに駐車禁止の交通規制を実施予定の新木場及び若洲地区の道路交通環境について説明した。
- (4) 春の全国交通安全運動について
本年5月11日から5月20日までの間に実施予定の全国交通安全運動における重点について下記のとおり説明した。
 - ア 子供を始めとする歩行者の安全確保
 - イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
 - ウ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 湾岸地区特有の問題として路上で待機しているトレーラーやトラックの多さが挙げられるが、解消するためには専用の待機場所を確保する必要がある。その整備を進めるために、警察からも東京都や企業等への働き掛けをしていただきたい。
 - (2) 最近、自動車を運転しながらスマートフォンの画面を注視している運転手や、街中でいわゆる「歩きスマホ」をしている人をよく見掛ける。全国交通安全運動はこれらの人達に対する注意喚起には良い機会なので、こうした行為が及ぼす危険性等について広報していただきたい。

[その他の意見要望等]

委員から「有明地区は新たに開発されたため、企業間のつながりが希薄で防犯活動等を行う自治組織もない。パトロールのような警察活動をサポートするため、警察からも民間企業等の職員からなる組織の立ち上げを働き掛けていただきたい。」旨の要望があった。

その他	次回(令和5年度第1回)の協議会は、令和5年6月開催予定
-----	------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。